

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成26年10月22日第3回中種子町農業委員会総会を中央公民館，小会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員  
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・上妻廣美・雨田勇  
          小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義  
(選任) 久保田純一・石堂季男・日高信行
3. 欠席委員  
(公選) なし  
(選任) 戸田和代
4. 日程  
    日程 第1 会議録署名委員の指名  
    日程 第2 会期の決定の件  
    日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
    日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
    日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事  
(議 長) それでは、ただいまから、平成26年第3回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、9番久保田委員、10番上妻委員を指名します。  
(議 長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
(委 員) 異議なし。  
(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。  
(議 長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。  
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転，件数2件，筆数2筆，面積3,076㎡，すべて畑でございます。ご審議の程をよろしく願いいたします。  
(議 長) 次に第1項の順位1について、担当調査委員の3番雨田委員の説明をお願いします。  
(3番委員) はい。3番雨田勇です。議案第1号の農地法第3条申請についてご説明をいたします。去る10月18日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在は、大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積896㎡です。譲渡人，

住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地1, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっております。場所については, 国道を西之表の方に行く途中に〇〇〇〇という〇〇さんがしている店があるんですけども, その自宅の裏でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について, 担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい。12番下村です。議案第1号, 第1項順位2について説明をいたします。去る10月14日, 午後2時より, 譲受人, 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字野間, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇-1, 地目畑, 面積2,180㎡です。譲渡人, 住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地57, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 譲渡人が相手方の要望, 譲受人が経営拡張となっております。場所については, 県道熊野線を向かいまして, 種子島コリーナを通過いたしまして〇〇〇〇行きますと, 〇〇〇〇の住宅が右側にあります。その前の畑の2枚目の畑でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様方のご審議を宜しくお願いいたします。つけ加えておきますが, この畑は5, 6年前より, 〇〇〇〇さんが借りて, 耕作をしておりました畑でございます。宜しく申し上げます。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項の順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って, 議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位2については, 許可することに決定します。

(議 長)次に日程第4, 議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とし

ます。第1項について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番の日高です。議案第2号第1項農地法第5条申請についてを説明します。申請人、譲受人が〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇〇さん。住所 静岡県浜松市〇〇〇〇〇〇〇455番地です。申請農地の表示、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、地積が118㎡です。転用目的が一般住宅。申請理由として、現在、父の住宅を借りて住んでいるが、その家が老朽化しているため、取り壊して自己の住宅を建築したいというものです。実現性はあります。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地外、2種農地（その他の農地）となっております。棟数・面積等、居宅が1棟、99.27㎡です。建ぺい率が以前からの宅地を混みで出しておりますので24.52%となっております。この案件につきましては、今日14日午後1時半より、濱協会長、石堂委員、久保田委員、事務局と、申請人の〇〇〇〇さんとお父さんの〇〇〇〇さん、2名の立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、竹屋野集落です。新光糖業から広域農道を増田方面に向かいますと、〇に入り込むんですけども、〇〇〇〇に入り込む道ではなくて、その〇〇側から竹屋野海岸線に向かって来ますと、広域農道からちょうど〇〇mの地点であります。この案件は現在父親から借りている自宅裏の畑なんですけど、それを取り壊して新しい住宅を建築するということでございます。現状をそのまま利用して、被害防除計画記載等の措置をとり、周辺の農地の日照、風通し等についても影響はありません。この申請地が贈与か売買かということになりますけども、これは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚にあたりまして、お父さんの代からの墓地を管理、あるいは維持するという条件で、隣の今、所有の〇〇〇〇さん宅もそういう関係で、一応贈与というかたちでなっております。今回家を建て替えるにあたりまして、どうしても農地がかかるという理由での申請のようでございます。現地で検討しました結果、別に問題はなからうというふうに考えるところです。皆様の審議の程を宜しく願います。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項については決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号農地法第5条申請の第1項については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。
- (議長)次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の3頁をお開きください。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成26年10月31日を公告日とする利用権設定、賃貸借権5件、筆数7筆、面積17,191㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。尚、詳細については資料の4頁から10頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決をします。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。
- (議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成26年第3回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者